

# やまなし教員育成指標の一部改訂について

教育企画室

## 【改正箇所】

教諭、養護教諭、栄養教諭に求められる専門性

重点項目：「全ての子供の学ぶ機会やチャンスを潰さない教育」

改正前	改正後
生徒指導（特別支援教育）	特別支援教育

これまで「生徒指導」の枠内に含めていた特別支援教育を独立させ、別項目として配置します。（詳細は別紙参照）

校長として必要なマネジメント、教育の管理に特別支援教育を項目として配置

## 【改正に伴う対応】

教諭、養護教諭、栄養教諭の採用時指標において、「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒について、合理的配慮の提供や組織的な対応の必要性を理解している。」ことを評価項目に追加。（詳細は別紙参照）

校長指標の教育の管理に特別支援教育を新たな項目として配置。「特別支援教育を学校経営の柱の一つに位置づけ、学校全体で特別支援教育に関する理解を深めることで学校経営の改善・充実に努め、不登校の未然防止、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への指導・支援の質の向上を図っている。」を追加。

## 【改正の理由】

1. 社会的背景：共生社会の形成に向けた特別支援教育への理解が進み、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加している。障害のある子どもと障害のない子供が、可能な限り同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育の推進にあたり、全ての教職員が特別支援教育について理解を深める必要がある。
2. 本県の教育振興基本計画との整合性：生徒指導は基本目標Ⅰ、特別支援教育は基本目標Ⅱに位置づけられており、育成指標でも分けることが適切。
3. 教育実践上の必要性：特別支援教育は学習指導・生活指導の両面に関わるため、生徒指導の枠に限定すべきではない。
4. 全国的な動向：47都道府県のうち、特別支援教育を生徒指導に含めているのは山梨を含む6県のみであり、41都道府県は独立項目として設定している。